



## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 「個人にかかる被支配外国法人所得適用弁法」 改正案を財政部が予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2023 年に正式に施行された被支配外国法人(CFC)税制について、財政部は各界の意見をまとめ、2023 年 9 月 28 日付で、営利事業にかかる被支配外国法人所得適用弁法（中国語：營利事業認列受控外國企業所得適用辦法）の改正案を公表しました。また、続いて 10 月 30 日付で「個人にかかる被支配外国法人所得適用弁法」（詳細は添付 1 をご参照）の改正を予告しました。今般の改正案では、被支配外国法人の「当年度利益」の計算について大幅な改正が行われています。改正案のポイントは以下のとおりです。

- 追加：信託財産が台湾国外の軽課税国（地域）の関連企業の持分または資本である場合、同一の信託関係にある委託者、受託者または受益者およびその配偶者、二親等以内の親族を関連者とする。ただし、受託者が租税管轄区主管機関により許可を受けた信託業者である場合、非関連者とみなす。（第 3 条）
- 改正：財政部が公表した軽課税国（地域）の参考リストは、各租税管轄区が、特定の地域または特定の企業形態に対し特定の税率または税制を適用する場合を含んでいない。したがって、形態が多様であ

り、関連情報が必ずしも対外公開されていないため、個々のケースの実  
際の状況に基づき判断する必要がある。（第 4 条）

- 改正：CFC 税制適用免除となる基準は、個別の CFC または全部の CFC の当年度の利益合計が新台幣ドル（以下同）700 万元未満であることだが、この計算において、実質的な経営活動を行っていない場合のみ、加味するものとする。すなわち実質的な経営活動を行っている場合、CFC 税制適用の必要はないため、700 万元の計算対象に含まない。（第 5 条）
- **改正：CFC 当年度利益の計算基礎の拡大**：CFC の当年度利益の計算基礎を拡大し、税引後利益額に「税引後利益以外の項目で当年度未処分利益に算入される金額」を加える。したがって、改正後は、例えば、「遡及適用および遡及組替による影響額」などの項目が正（プラス）か負（マイナス）にかかわらず、すべて CFC の当年度利益に算入する必要がある。（第 6 条）
- **改正：軽課税国以外の国（地域）における、再投資事業の投資損益範囲の変更**：軽課税国以外の国（地域）を源泉とし、持分法により認識する再投資事業の投資損益について、未実現の場合は CFC の当年度利益から控除できる。ただし、前述の CFC の再投資会社の当年度税引後利益（損失）以外の項目で当年度未処分利益に算入される金額は、併せて計上しなければならず、また、当該未実現の投資損益に関連する営利事業所得税の影響も加味する必要がある。（第 6 条）
- **追加：軽課税国以外の国（地域）における、持分法により認識する再投資事業の持分処分にかかる調整額について追加**：CFC またはその再投資先である軽課税国（地域）の会社が、軽課税国以外の国（地域）における投資事業の持分を持分法で認識しており、それを直接または間接的に処分する場合、過年度において、軽課税国以外の国（地域）を源泉とする再投資事業について持分法を採用し、その投資損益が未実現であることを理由として、CFC の当年度利益から控除した部分については、処分時に足し戻す調整を行わなければならない。（第 6 条）
- **追加：為替レートの換算基礎を明文化**：例えば、CFC の当年度利益を構成する項目が外国の通貨で記帳または支払われている場合、当該年度の台湾銀行が毎月末に公表する外国通貨の TTB レート（当該レートがない場合、現金買相場）により計算した年平均レート（四捨五入して小数点以下第 5 位まで）で新台幣ドルに換算する。（第 6 条）
- **追加：CFC が直接保有する、損益を通じて公正価値で測定する金融商品は処分時まで損益を当年度利益に計上しないことが可能**：「CFC 自身が保有する」損益を通じて公正価値で測定する金融商品(FVPL)は、その公正価値の変動額は未実現のものであ

り、かつ、短期的な変動幅が大きく、それを CFC がコントロールできるものでないため、個人は CFC が当該金融資産を処分または他に再分類するとき（償却原価で測定、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に振替）までは、実現した金額を CFC の当年度利益の加減算項目に計上しないことを選択することができる。すなわち、毎年度期末に評価する損益が未実現である場合、CFC の当年度利益に計上する必要はない。ただし、当該方針は一度選択すると変更できず、また、個人のすべての CFC について一律適用するものとする。CFC 税制は 2023 年から開始したため、2023 年 1 月 1 日より以前に取得した金融商品があれば、2022 年 12 月 31 日の帳簿価額を当初の取得原価として関連する損益を計算する。（第 7 条）

- 追加：CFC の繰越欠損金残高を正確に把握するため、個人とその配偶者および二親等以内の親族の持分変動により、12 月 31 日時点の CFC 持分合計が 10% 未満となる場合、当該 CFC による所得は当年度の個人の基本所得額における申告が免除されるものの、当該 CFC の過去 10 年以内に査定済みの欠損金について、当該 CFC の当年度利益から控除する処理は行う必要がある。（第 8 条）
- 追加：個人が CFC から実際に配当または利益の分配を受ける場合、過年度において CFC 投資収益を認識した時の為替レートと異なるために生じた差額については、正（プラス）の場合、配当獲得年度の営利所得とし、負（マイナス）の場合、配当獲得年度の基本所得額から控除することができる（基本所得額がゼロになるまでを上限とする）。（第 9 条）
- 規定統一：CFC の財務報告書の報告期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。また、個人が期限内に関連の報告書を提出できない場合、所得税確定申告の申告期間が満了するまでに、徴税機関に対し理由を説明して、期限の延長を申請するものとする。延長期間は最長で 6 か月を超えないものとし、一回限り。（第 10 条）
- 削除：個人が入手する台湾国外の税務機関が発行した納税証憑および関連の証明文書は台湾在外公館の認証を取得しなければならない、という規定を削除する。（第 10 条）
- 追加：個人は CFC が実質的な経営活動の従事による適用免除規定を満たしていることを証明するのに十分な関連文書（会計士による意見書、固定営業場所の所有権利書、賃貸借契約書および賃料支払いにかかる証憑等）を準備し、徴税機関の調査通知の送達日から 1 か月以内に提出する必要がある。延長については、当該期間満了前に申請しなければならず、延長期間は最長でも 1 か月を超えないものとし、1 回限りとする。（第 10 条）

## 勤業衆信の見解

個人の被支配外国法人所得適用弁法にかかる今般の改正案は、大部分が営利事業の同改正案を踏襲しており、改正内容には、CFC の当年度利益の計算方法の大幅な改正が含まれ、かつ、より複雑なものとなっています。納税義務者は、備え置きが必要とされる CFC 財務報告書をはじめとして、しっかりと準備することが必要です。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



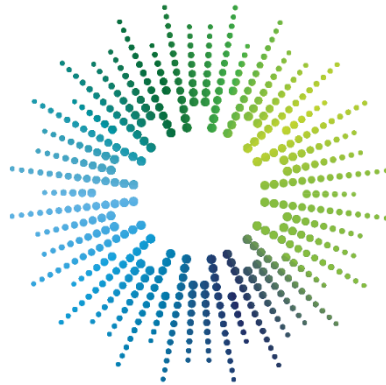
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業衆信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### <Tax>

## 財政部預告修正

# 「個人計算受控外國企業所得適用辦法」草案

受控外國企業(CFC)制度已於今年正式上路，財政部業於 112 年 9 月 28 日綜合各界建議發佈營利事業認列受控外國企業所得適用辦法之修正草案，並於 10 月 30 日預告修正「個人計算受控外國企業所得適用辦法之修正草案」(請詳閱附件一)，其中大幅修正受控外國企業「當年度盈餘」之計算，謹將本次修正草案重點臚列如下：

- 「增訂」信託財產為境外低稅負區之關係企業股份或資本額時，屬同一信託關係之委託人、受託人或受益人及其配偶、二親等以內親屬為關係人，但受託人為所在租稅管轄區主管機關許可之信託業者時，視為非關係人。(第三條)
- 「修正」財政部公告之低稅負國家或地區參考名單，不包含各租稅管轄區對特定區域或特定類型企業提供特定稅率或稅制者，因此態樣繁多且相關資訊未必對外公開，須就個案事實判斷。(第四條)
- 「修正」豁免適用 CFC 規定門檻之計算方式，於計算個別 CFC 或全部 CFC 當年度盈餘合計數是否小於 700 萬元時，僅需考慮不具實質營運活動者，即具有實質營運活動者已經豁免無需適用 CFC 規範，故不列入 700 萬元計算範圍。(第五條)

- **擴大 CFC 當年度盈餘之計算基礎**：將 CFC 當年度盈餘的計算基礎擴大為稅後淨利加上「稅後淨利以外項目計入當年度未分配盈餘之數額」，因此修法後像是「追溯適用及追溯重編之影響數」無論金額正負都須計入 CFC 當年度盈餘。(第六條)
- **變更非低稅負區轉投資事業之投資損益範圍**：修正前後源自非低稅負區採權益法認列轉投資事業之投資損益屬未實現者仍可自 CFC 當年度盈餘中減除，但前開 CFC 轉投資公司當年度稅後淨利（損）以外項目計入當年度未分配盈餘數額須一併計入，並須考量未實現投資損益相關所得稅費用及所得稅利益。(第六條)
- **增加處分非低稅負區採權益法認列轉投資事業股權之調整數**：CFC 或其轉投資之低稅負區公司日後直接或間接處分非低稅負區採權益法認列轉投資事業股權時，須加回以往因源自非低稅負區採權益法認列轉投資事業之投資損益屬未實現而自 CFC 當年度盈餘中減除之部分。(第六條)
- **明定匯率換算基礎**：如 CFC 公司當年度盈餘組成項目以外國貨幣記帳或繳納，應按當年度臺灣銀行每月末日之牌告外幣收盤即期買入匯率（如無該匯率，以現金買入匯率）計算之年度平均匯率（以四捨五入計算至小數點以下第五位）換算為新臺幣。(第六條)
- **CFC 所直接持有透過損益按公允價值衡量之金融工具可選擇於處分時始計算損益計入當年度盈餘**：因「CFC 本身所持有」之透過損益按公允價值衡量之金融工具(FVPL)其公允價值變動數屬未實現性質，且短期波動幅度較大亦非 CFC 所能操控，個人得選擇於 CFC 處分或重分類該金融資產時（重分類至按攤銷後成本衡量或透過其他綜合損益按公允價值衡量）方須將已實現數列為 CFC 當年度盈餘之加減項，即每年年底評價之損益屬未實現性質無需計入 CFC 當年度盈餘，但一經擇定不得變更，且所有個人之 CFC 須一致適用。因 CFC 制度於 112 年生效，若為 112 年 1 月 1 日以前取得之金融工具，則以 111 年 12 月 31 日之帳面價值為原始取得成本計算相關損益。(第七條)
- 為維護 CFC 累積虧損餘額正確性，個人及其配偶與二親等親屬因股權變動導致 12 月 31 日合計持有 CFC 未達 10%者，雖該 CFC 之所得免申報計入當年度個人之基本所得額，但該 CFC 以前年度核定之前十年虧損仍應自該 CFC 當年度盈餘中扣除。(第八條)
- 增訂個人自 CFC 實際獲配股利或盈餘時，若與以前年度認列 CFC 投資收益時之匯率不同產生之差異數，如為正數應列為獲配年度營利所得；如為負數則可自獲配盈餘年度之基本所得額扣除(扣除至基本所得額為 0 為止)。(第九條)

- 統一規定 CFC 財務報表之報導期間應為 1 月 1 日至 12 月 31 日，另外個人未能依限檢附相關報表者，應於所得稅結算申報期間屆滿前敘明理由向稽徵機關申請延期提供，延長之期間最長不得超過六個月，並以一次為限。(第十條)
- 刪除個人取具境外稅務機關發給之納稅憑證及相關證明文件須經台灣駐外機關驗證之規定。(第十條)
- 增訂個人應備妥足資證明 CFC 符合實質營運活動豁免規定之相關證明文件(如會計師出具意見書、固定營業場所之所有權狀或租賃契約及給付租金之原始憑證...等)，且應於稽徵機關書面調查函送達之日起一個月內提示，欲申請展延者，應於期間屆滿前申請，且延長期間最長不得超過一個月，並以一次為限。(第十條)

### 勤業眾信觀點

這一次個人計算受控外國企業所得適用辦法修正草案大部分是沿襲營利事業認列受控外國企業所得適用辦法之修正草案，修正內容包含大幅修正 CFC 當年度盈餘計算方式且更為複雜，納稅義務人務必做好萬全的準備，其中備妥 CFC 財務報表更是首要之務。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。